



島根県報

平成19年 3 月30日 (金)

号外 第 40 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 (総 務 課)

公布された条例等のあらまし

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 (規則第35号)

1 規則の概要

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、次に掲げる規則の規定を整備することとした。

- (1) 行政書士法施行細則
- (2) 知事の職務代理者の順序に関する規則
- (3) 島根県職員委員会規則
- (4) 島根県行政考査規則
- (5) 生活保護法施行細則
- (6) 歯科技工士法施行細則
- (7) 島根県中小企業労働者住宅貸付規則
- (8) 島根県工事検査規則
- (9) 建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則

2 施行期日

平成19年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第35号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(行政書士法施行細則の一部改正)

第 1 条 行政書士法施行細則 (昭和26年島根県規則第44号) の一部を次のように改正する。

様式第 3 号表面中「立入検査吏員」を「立入検査職員」に改め、同様式裏面中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

(知事の職務代理者の順序に関する規則の一部改正)

第 2 条 知事の職務代理者の順序に関する規則 (昭和26年島根県規則第29号) の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中「事務吏員」を「職員」に、「部及び第 3 項の規定によって設けられた」を「規定に基づく内部組織として置かれる」に改め、本則第 1 号中「事務吏員」を「職員」に改め、本則第 2 号を次のように改める。

(2) 号給が上位の職員。号給が同じであるときは、年齢の多い職員
本則第3号を削る。

(島根県職員委員会規則の一部改正)

第3条 島根県職員委員会規則(昭和31年島根県規則第92号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「吏員」を「職員」に改める。

(島根県行政考査規則の一部改正)

第4条 島根県行政考査規則(昭和33年島根県規則第29号)の一部を次のように改正する。

様式表面中「島根県 吏員」を「島根県職員」に改める。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第5条 生活保護法施行細則(平成12年島根県規則第75号)の一部を次のように改正する。

様式第9号及び様式第11号中「交付吏員印」を「確認印」に改める。

(歯科技工士法施行細則の一部改正)

第6条 歯科技工士法施行細則(昭和30年島根県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第8条中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

様式第8号中「吏員」を「職員」に改める。

(島根県中小企業労働者住宅貸付規則の一部改正)

第7条 島根県中小企業労働者住宅貸付規則(昭和36年島根県規則第9号)の一部を次のように改正する。

様式第6号表面中「島根県中小企業労働者住宅調査吏員証」を「島根県中小企業労働者住宅調査職員証」に改める。

(島根県工事検査規則の一部改正)

第8条 島根県工事検査規則(昭和38年島根県規則第56号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「島根県 吏員」を「島根県職員」に改める。

(建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則の一部改正)

第9条 建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則(昭和26年島根県規則第48号)の一部を次のように改正する。

第7条中「県吏員」を「県職員」に改める。

第8条の見出しを「(関係職員の出席)」に改め、同条第1項中「官公吏又は県吏員」を「国、他の地方公共団体又は県の職員」に改める。

第11条第1項及び第15条第1項中「関係吏員」を「関係職員」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。